

JAL 客室乗務員監視ファイル事件 東京地裁判決について

2010年10月28日

JAL 客室乗務員監視ファイル事件原告団
同弁護士団

記

1 本日、東京地方裁判所民事第19部（青野洋士裁判長）は、「JAL 客室乗務員監視ファイル事件」について、原告192名全員勝訴の判決を言い渡した。

本判決は、職場で労働者が自由にものを言えない日本航空インターナショナル株式会社（以下、「JAL」という。）の実態を踏まえ、監視ファイルの「記載内容」のみならず「作成」自体をプライバシー侵害と明確に判断したこと、個人識別情報など秘匿性の低い情報であっても、自己が欲しない第三者にみだりに収集、保管または使用されない権利を認めた点で、プライバシー権に関する裁判例の集大成たる歴史的意義を有するもので、本判決を高く評価するものである。また、企業という閉ざされた空間の中で、監視ファイルがそうした労働者の権利を侵害したことを認め、個人情報収集・保管または使用してきた企業内労働組合であるJAL労働組合（以下、「JALFIO」という。）とこれを担った組合役員の責任を正面から断罪した点で、職場における人権侵害に苦しむ労働者の権利擁護を前進させるものであると確信している。

2 2007年2月、「JAL 驚愕のスクープ！社内スパイ暗躍 極秘！客室乗務員監視ファイル」との記事が週刊誌に掲載され、9862名に及ぶJAL所属の客室乗務員についての個人情報に記載された「監視ファイル」の存在が発覚した。そこには、客室乗務員の思想信条・病歴など高度なプライバシー情報やJALの積極的な関与がなければ収集され得ない多数の情報が含まれていた。このため、客室乗務員らは、実態解明をJALに対して求めてきたものの、謝罪もなく、監視ファイルに情報元として記載されているJALFIO幹部や一部管理職らの個人的行為として幕引きを図るという不誠実な対応に終始した。

そのためJALにおいて、労使一体となつて行なっている人権侵害や違法行為の事実を認めさせ、二度と人権蹂躪をさせないこと、そして「自由にものが言え、チームワークを発揮し、安全で明るい職場にすること」を求めて2007年11月、JAL客室乗務員194名がJAL及び監視ファイルを作成・管理・利用してきたJALFIOらを提訴した。

しかし、JALは、第1回弁論で、原告団の請求をすべて認諾し、訴訟から離脱し、真相解明を願う原告団の思いを踏みにじる挙に出た。その後、約3年という長い期間、

我々は、JAL及びJALFIOに対して監視ファイル作成への関与の事実を認め、謝罪し、再発防止を誓うことを求め続けてきた。しかしながら、JALFIO幹部やJAL管理職らは、法廷で証言をはぐらかし、証言を拒絶するなど最後まで本件に関する責任を認めなかった。

- 3 2010年1月、JALは会社更生法を申請して、更生会社となり、同年8月に更生計画が付議決定を受けた。JALの職場では、更生計画案に示された人員削減案の前倒しの履行を理由に、今現在も退職勧奨に応じるまで乗務させないといった退職強要が公然と行なわれ、JALの労務政策に終始一貫して協力してきたJALFIOに対抗する労働組合員をねらい撃ちにする整理解雇が企まれるなど、経営破綻の重要な原因である労使癒着、人権軽視の姿勢は変わらない。これではJALの真の更生はあり得ない。
- 4 本件提訴から約3年、原告らを支えてきた職場の同僚、原告らの家族、そして、本件訴訟に協力してくださったすべての方々に心から感謝を申し上げるとともに、我々はこの判決を機に、安全運航とより良いサービスを提供できる公共交通機関として真の再生を実現すべく邁進していく所存である。今後もJAL労働者に対するご支援をお願い申し上げ、本声明を発表する。

以上